

山教互第 325 号
令和 8 年 3 月 18 日

各所属所長 殿

一般財団法人山形県教職員互助会理事長
(公印省略)

一般財団法人山形県教職員互助会関係諸規程等の一部改正について (通知)

本会の福利厚生事業につきましては、日頃より御理解を賜り厚く御礼申し上げます。
標記のことについて、下記の規程等を別添のとおり一部改正しますので、貴所属会員に御周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 一般財団法人山形県教職員互助会運営規則
- 2 一般財団法人山形県教職員互助会一般給付規程
- 3 一般財団法人山形県教職員互助会福祉給付規程
- 4 一般財団法人山形県教職員互助会退職互助部規程

※裏面 参考「改正の概要」

以上

一般財団法人山形県教職員互助会
事務長 小田島 雄
TEL 023-631-5115

改 正 の 概 要

1 事業の見直し

- (1) 妊婦検診費の廃止と出産見舞金の給付額見直し（福祉給付規程第2条、第19～20条、一般給付規程第12条）

福 祉 事 業 妊婦検診費 2万円 → 廃止

一般給付事業 出産見舞金 会 員：5万円 → 7万円（2万円増）

（配偶者：2万円 → 現行どおり）

- (2) 永年勤続慰労金の給付対象者の変更（福祉給付規程第10条）

現行：転出による退会を除く

→ 転出によるもの及び懲戒処分に伴う免職又は解雇によるものを除く

- (3) 育児休業取得支援給付金の事業実施時期の変更（福祉給付規程第21～22条）

現行：令和7年度まで → 令和8年度まで

- (4) 退職互助部支部決算承認の見直し（退職互助部支部運営規程第5条）

令和8年度の決算承認について、「総会の議」から「理事長への報告」へ改正

2 その他

- (1) パートタイム会計年度任用職員の掛金の基礎額に係る規則の改正（運営規則第18条）

勤務実績がなく報酬が支給されない会員の「掛金の基礎となる額」及び「掛金の徴収」に係る運営規則の改正

- (2) 運営委員会の廃止に伴う規則の改正（運営規則第28条）

一般財団法人山形県教職員互助会運営委員会を令和8年3月31日付けで廃止することに伴う、同委員会の設置の根拠となる規則の改正

3 適用日

令和8年4月1日

【お問合せ先】山形県教職員互助会 023-631-5115

福利担当 … 1の(1)～(3)

厚生担当 … 1の(4)

総務係 … 2

一般財団法人山形県教職員互助会 運営規則 新・旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第17条（略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 掛金</p> <p>（掛金）</p> <p>第18条 掛金は、現職会員、再任用会員又は有期限任用会員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき徴収する。ただし、現職会員、再任用会員又は有期限任用会員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収するものとする。</p> <p>2 掛金の額は、その月の初日（月の初日以外の日に現職会員、再任用会員又は有期限任用会員の資格を取得した者については、現職会員、再任用会員又は有期限任用会員の資格を取得した日）現在において現職会員、再任用会員又は有期限任用会員が受けるべき給料の額（山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年県条例第30号）、山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年山形県条例第3号。以下「会計年度任用職員の給与等条例」という。）及び山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年県条例第48号）に基づく調整額を含む。以下同じ。）又は報酬の額（会計年度任用職員の給与等条例。なお、有期限任用会員のうちパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、第3項に定めるところによる。）に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、再任用会員又は有期限任用会員については、第1号及び第2号の割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 一般給付事業掛金 1,000分の1.4 (2) 厚生福祉事業掛金 1,000分の5.7 (3) 退職給付事業掛金 定額1,000円</p> <p>3 有期限任用会員のうちパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 報酬が月額で定められている会員 「会計年度任用職員の給与等の支給に関する要綱」の運用方針（令和2年4月1日付け教政第86号通知。以下「運用方針」という。）第16条関係第2項第1号に定める月額 (2) 報酬が日額で定められている会員 運用方針第16条関係第2項第2号に定める日額に、その月の前月において当該職員に割り振られた勤務時間の時間数を乗じて得た額 (3) 報酬が時間額で定められている会員 運用方針第16条関係第2項第3号に定める時間額に、その月の前月において当該職員に割り振られた勤務時間の時間数を乗じて得た額</p> <p>4 第2項の規定による算定において、各号それぞれに1円未満の端数が生じたときは、これを切捨て、合計するものとする。</p>	<p>第1条から第17条（略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 掛金</p> <p>（掛金）</p> <p>第18条 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>4 （同左）</p>

改正前	改正後
<p>5 欠勤、休職その他の事由により、その現職会員、再任用会員又は有期限任用会員が受けるべき給料又は報酬の全部又は一部を減額して支給される場合であっても、第2項及び第3項に規定する掛金の額は、減額される前の給料の額又は報酬の額を基礎とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>6 第2項及び第3項の規定によらない給料又は報酬を受ける現職会員、再任用会員及び有期限任用会員の掛金については、第2項から第5項までの規定に準ずるものとする。</p> <p>7 第2項第2号カに定める退職互助部事業に係る掛金については、別に定める退職互助部規程による。</p> <p>第19条から第27条(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 運営委員会</u></p> <p><u>(運営委員会)</u></p> <p><u>第28条 この法人の事業を円滑に行うために運営委員会を設ける。</u></p> <p><u>2 運営委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第9章 その他</u></p> <p>(その他)</p> <p>第29条 職員の給与、勤務時間その他勤務条件、分限及び懲戒、服務及び福利厚生制度、その他人事に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。</p>	<p>5 (同左)</p> <p>6 <u>第3項第2号及び第3号の規定により報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員で、その月の報酬が発生しない場合の掛金は、その月以降で直前に支給される報酬額に第2項第1号及び第2号の割合を乗じて得た額の合計額を徴収するものとする。</u></p> <p>7 第2項及び第3項の規定によらない給料又は報酬を受ける現職会員、再任用会員及び有期限任用会員の掛金については、第2項から第5項までの規定に準ずるものとする。</p> <p>8 第2項第2号カに定める退職互助部事業に係る掛金については、別に定める退職互助部規程による。</p> <p>第19条から第27条(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 その他</u></p> <p>(その他)</p> <p>第28条 職員の給与、勤務時間その他勤務条件、分限及び懲戒、服務及び福利厚生制度、その他人事に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。</p>

一般財団法人山形県教職員互助会 一般給付規程 新・旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第4章 出産見舞金</p> <p>(出産見舞金)</p> <p>第12条 会員又は家族が出産したときは、出産見舞金を支給する。</p> <p>2 出産見舞金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会員が出産したとき 5万円</p> <p>(2) 家族が出産したとき 2万円</p>	<p>第4章 出産見舞金</p> <p>(出産見舞金)</p> <p>第12条 会員又は家族が出産したときは、出産見舞金を支給する。</p> <p>2 出産見舞金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会員が出産したとき <u>7万円</u></p> <p>(2) 家族が出産したとき 2万円</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第12条第2項の規定は、令和8年4月1日以後に給付事由が生じた出産見舞金に適用し、施行日前に給付事由が生じた出産見舞金については、なお従前の例による。</u></p>

一般財団法人山形県教職員互助会 福祉給付規程 新・旧対照表

改 正 前	改 正 後
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(給付の種類)	(給付の種類)
第 2 条 給付の種類は、次のとおりとする。	第 2 条 給付の種類は、次のとおりとする。
(1) 結婚祝金の給付	(1) 結婚祝金の給付
(2) 入学祝金の給付	(2) 入学祝金の給付
(3) 永年勤続慰労金の給付	(3) 永年勤続慰労金の給付
(4) 会員療養見舞金の給付	(4) 会員療養見舞金の給付
(5) 遺児激励金の給付	(5) 遺児激励金の給付
(6) 介護休業見舞金の給付	(6) 介護休業見舞金の給付
<u>(7) 妊婦検診費の給付</u>	<u>(7) 育児休業取得支援給付金の給付</u>
(8) 育児休業取得支援給付金の給付	
第 4 章 永年勤続慰労金	第 4 章 永年勤続慰労金
(永年勤続慰労金)	(永年勤続慰労金)
第 10 条 会員が会員期間 20 年以上で退会 <u>(転出による退会を除く。)</u> したときは、永年勤続慰労金を支給する。	第 10 条 会員が会員期間 20 年以上で退会 <u>(転出によるもの及び懲戒処分に伴う免職又は解雇によるものを除く。)</u> したときは、永年勤続慰労金を支給する。
2 前項に定めるもののほか、理事長が適当と認めるときは <u>前項の給付を行う。</u>	2 前項に定めるもののほか、理事長が適当と認めるときは <u>永年勤続慰労金を支給する。</u>
3 永年勤続慰労金の額は、6 万円とする。	3 永年勤続慰労金の額は、6 万円とする。
第 8 章 妊婦検診費	第 8 章 <u>(削除)</u>
(妊婦検診費)	(妊婦検診費)
第 19 条 会員が妊娠し、母子手帳の交付を受けたときは、妊婦検診費を支給する。	第 19 条 <u>(削除)</u>
2 妊婦検診費の額は、2 万円とする。	
(請求書類)	(請求書類)
第 20 条 妊婦検診費の請求は、別表に定める請求書に所定の事項を記入し、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。	第 20 条 <u>(削除)</u>
第 9 章 育児休業取得支援給付金	第 8 章 育児休業取得支援給付金
(育児休業取得支援給付金)	(育児休業取得支援給付金)
第 <u>21</u> 条 会員の配偶者が出産したときで、産後 8 週間の期間において、会員が育児休業を取得したときは、当該育児休業（勤務を割り振られた日に与えられた育児休業に限る。）の期間について、育児休業取得支援給付金を支給する。 <u>ただし、令和 7 年度までの時限措置とする。</u> なお、同一の育児休業において、次に掲げる手当金又は給付金が支給されるときは、その支給対象期間を除く期間について支給する。	第 <u>19</u> 条 会員の配偶者が出産したときで、産後 8 週間の期間において、会員が育児休業を取得したときは、当該育児休業（勤務を割り振られた日に与えられた育児休業に限る。）の期間について、育児休業取得支援給付金を支給する。 <u>ただし、令和 8 年度までの時限措置とする。</u> なお、同一の育児休業において、次に掲げる手当金又は給付金が支給されるときは、その支給対象期間を除く期間について支給する。
(1) 地共法又は国共法の規定により支給される育児休業支 hands 手当金	(1) 地共法又は国共法の規定により支給される育児休業支 hands 手当金
(2) 雇用保険法の規定により支給される出生後休業支援給付金	(2) 雇用保険法の規定により支給される出生後休業支援給付金

一般財団法人山形県教職員互助会 福祉給付規程 新・旧対照表

改 正 前	改 正 後																																						
<p>(請求書類) 第 22 条 育児休業取得支援給付金の請求は、別表に定める請求書に所定の事項を記入し、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。</p> <p>福祉給付規程別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規程</th> <th style="text-align: center;">様式の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 7 条</td> <td>結婚祝金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 9 条</td> <td>入学祝金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 11 条</td> <td>永年勤続慰労金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 13 条第 1 項</td> <td>療養費・家族療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金・ 会員療養見舞金 (互)・家族療養見舞金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 13 条第 2 項</td> <td>会員療養見舞金請求書</td> </tr> <tr> <td>第 15 条</td> <td>埋葬料・家族埋葬料・埋葬料附加金・家族埋葬料附加金・埋葬料 (互)・遺児激励金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 18 条</td> <td>介護休業手当金・介護休業見舞金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 20 条</td> <td>妊婦検診費 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 22 条</td> <td>育児休業手当金・育児休業取得支援給付金 (互) 請求書</td> </tr> </tbody> </table>	規程	様式の名称	第 7 条	結婚祝金 (互) 請求書	第 9 条	入学祝金 (互) 請求書	第 11 条	永年勤続慰労金 (互) 請求書	第 13 条第 1 項	療養費・家族療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金・ 会員療養見舞金 (互)・家族療養見舞金 (互) 請求書	第 13 条第 2 項	会員療養見舞金請求書	第 15 条	埋葬料・家族埋葬料・埋葬料附加金・家族埋葬料附加金・埋葬料 (互)・遺児激励金 (互) 請求書	第 18 条	介護休業手当金・介護休業見舞金 (互) 請求書	第 20 条	妊婦検診費 (互) 請求書	第 22 条	育児休業手当金・育児休業取得支援給付金 (互) 請求書	<p>(請求書類) 第 20 条 育児休業取得支援給付金の請求は、別表に定める請求書に所定の事項を記入し、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。</p> <p>福祉給付規程別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規程</th> <th style="text-align: center;">様式の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 7 条</td> <td>結婚祝金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 9 条</td> <td>入学祝金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 11 条</td> <td>永年勤続慰労金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 13 条第 1 項</td> <td>療養費・家族療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金・ 会員療養見舞金 (互)・家族療養見舞金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 13 条第 2 項</td> <td>会員療養見舞金請求書</td> </tr> <tr> <td>第 15 条</td> <td>埋葬料・家族埋葬料・埋葬料附加金・家族埋葬料附加金・埋葬料 (互)・遺児激励金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 18 条</td> <td>介護休業手当金・介護休業見舞金 (互) 請求書</td> </tr> <tr> <td>第 20 条</td> <td>育児休業手当金・<u>育児休業支援手当金</u>・<u>育児休業取得支援給付金</u> (互) 請求書</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	規程	様式の名称	第 7 条	結婚祝金 (互) 請求書	第 9 条	入学祝金 (互) 請求書	第 11 条	永年勤続慰労金 (互) 請求書	第 13 条第 1 項	療養費・家族療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金・ 会員療養見舞金 (互)・家族療養見舞金 (互) 請求書	第 13 条第 2 項	会員療養見舞金請求書	第 15 条	埋葬料・家族埋葬料・埋葬料附加金・家族埋葬料附加金・埋葬料 (互)・遺児激励金 (互) 請求書	第 18 条	介護休業手当金・介護休業見舞金 (互) 請求書	第 20 条	育児休業手当金・ <u>育児休業支援手当金</u> ・ <u>育児休業取得支援給付金</u> (互) 請求書
規程	様式の名称																																						
第 7 条	結婚祝金 (互) 請求書																																						
第 9 条	入学祝金 (互) 請求書																																						
第 11 条	永年勤続慰労金 (互) 請求書																																						
第 13 条第 1 項	療養費・家族療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金・ 会員療養見舞金 (互)・家族療養見舞金 (互) 請求書																																						
第 13 条第 2 項	会員療養見舞金請求書																																						
第 15 条	埋葬料・家族埋葬料・埋葬料附加金・家族埋葬料附加金・埋葬料 (互)・遺児激励金 (互) 請求書																																						
第 18 条	介護休業手当金・介護休業見舞金 (互) 請求書																																						
第 20 条	妊婦検診費 (互) 請求書																																						
第 22 条	育児休業手当金・育児休業取得支援給付金 (互) 請求書																																						
規程	様式の名称																																						
第 7 条	結婚祝金 (互) 請求書																																						
第 9 条	入学祝金 (互) 請求書																																						
第 11 条	永年勤続慰労金 (互) 請求書																																						
第 13 条第 1 項	療養費・家族療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金・ 会員療養見舞金 (互)・家族療養見舞金 (互) 請求書																																						
第 13 条第 2 項	会員療養見舞金請求書																																						
第 15 条	埋葬料・家族埋葬料・埋葬料附加金・家族埋葬料附加金・埋葬料 (互)・遺児激励金 (互) 請求書																																						
第 18 条	介護休業手当金・介護休業見舞金 (互) 請求書																																						
第 20 条	育児休業手当金・ <u>育児休業支援手当金</u> ・ <u>育児休業取得支援給付金</u> (互) 請求書																																						

一般財団法人山形県教職員互助会 退職互助部支部運営規程 新・旧対照表

改正前	改正後
<p>(会議)</p> <p>第5条 会議は、総会及び役員会とし、支部長が招集する。</p> <p>2 総会は、年1回以上開催し、次の事項について総会の議を得なければならない。</p> <p>(1) 事業計画及び予算、決算に関すること</p> <p>(2) 支部役員を選出に関すること</p> <p>(3) その他必要な事項に関すること</p> <p>3 天災その他不測の事態により、支部長が総会を招集することができないときは、前項の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までに規定する事項については、支部長の専決によるものとする。</p> <p>4 支部長は、前号の規定により専決した事項について、直近の総会で報告しなければならない。</p> <p>5 役員会は、第2条の目的達成のため必要に応じ開催する。</p> <p>6 総会の議長は、会議の都度出席者の中から選出し、役員会の議長は支部長とする。</p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 会議は、総会及び役員会とし、支部長が招集する。</p> <p>2 総会は、年1回以上開催し、次の事項について総会の議を得なければならない。</p> <p>(1) 事業計画及び予算、決算に関すること</p> <p>(2) 支部役員を選出に関すること</p> <p>(3) その他必要な事項に関すること</p> <p>3 <u>前項第1号に関するもののうち、令和8年度の決算については、総会の議を得ずに理事長への報告をもってこれに代えることとする。</u></p> <p>4 天災その他不測の事態により、支部長が総会を招集することができないときは、前項の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までに規定する事項については、支部長の専決によるものとする。</p> <p>5 支部長は、前号の規定により専決した事項について、直近の総会で報告しなければならない。</p> <p>6 役員会は、第2条の目的達成のため必要に応じ開催する。</p> <p>7 総会の議長は、会議の都度出席者の中から選出し、役員会の議長は支部長とする。</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>